

平成28年度 長久手市平成こども塾運営委員会 委員名簿

No.	氏名	性別	在職年数	肩書き等	備考
1	いとう としあき 伊藤稔明	男	2年	愛知県立大学教育福祉学部教授	再任
2	つつい ち いね 筒井千稲	女	4年	長久手市レクリエーション協会理事	再任
3	あおやま ゆうこ 青山裕子	女	4年	愛知県シェアリングネイチャーゲーム協会理事長	再任
4	いとう えりこ 伊東江利子	女	2年	公募	新規
5	よご まさおみ 與語雅臣	男	0年	公募	新規
6	ふくしま ま ゆ こ 福島真友子	女	0年	長久手市PTA連絡協議会代表	新規
7	さわだ ちとせ 澤田千歳	男	0年	長久手市小中学校長会代表	新規
8	たにざわ あきら 谷沢 明	男	4年	愛知淑徳大学 交流文化学部教授	再任

長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市平成こども塾の管理及び事業運営に係る組織として、長久手市平成こども塾運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 長久手市平成こども塾施設の運営に関する事項
- (2) 長久手市平成こども塾事業全般に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 長久手市小中学校長会代表
- (3) 長久手市PTA連絡協議会代表
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長が委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みどりの推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。